

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 5 月 20 日（金）第3213号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 指定代理納付者の指定 (財政課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 県営土地改良事業に係る換地処分 (2 件) (農地整備課取扱い) 2
- 基本測量の終了 (監理課取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 2
- 落札者等の公告 (県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 3
- 選挙運動従事者及び労務者に支給できる実費弁償の最高額及び報酬の最高額 (※)
(選挙管理委員会取扱い) 3

告 示

鹿児島県告示第536号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 2 第 6 項の規定により，指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成28年 5 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金（インターネットを利用して納付するかごしま応援寄附金に限る。）
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
国際ブランドマーク（V I S A， M a s t e r C a r d， J C B， ダイナース又は
A m e r i c a n E x p r e s sに限る。）が付されたクレジットカード
- 4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31日まで

鹿児島県告示第537号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年 5 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市西佐多町2937番 1
- 2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第538号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年5月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
西之表市安城字猪崎野307番2，307番3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備霧島西部地区下有川換地区の換地計画に係る換地処分を、平成28年5月2日に行った。

平成28年5月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第540号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備霧島西部地区宮原・久留味川換地区の換地計画に係る換地処分を、平成28年5月2日に行った。

平成28年5月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第541号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成27年7月3日鹿児島県告示第646号で告示した基本測量の実施は、平成28年3月31日終了した旨の通知があった。

平成28年5月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島地域振興局告示第12号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年5月20日

鹿児島地域振興局長 長野信弘

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
太陽のオルゴール	鹿児島市日之出町26番9号	社会福祉法人日之出福祉会	鹿児島市日之出町26番5号	脇田 逸郎	平成28年 5月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
放課後等デイサービスマーガレット	鹿児島市明和二丁目32番11号	一般社団法人マーガレット	鹿児島市明和二丁目32番11号	井手フキ子	平成28年 5月12日	放課後等 デイサー ビス

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年 5 月 20 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県民健康プラザ鹿屋医療センターで使用する電気
年間予想使用電力量 2,980,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課
鹿屋市札元一丁目8番8号
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅株式会社
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 48,443,540円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成28年2月5日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に支給できる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に支給できる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）に支給できる報酬の最高額を次のとおり定める。

平成28年 5 月 20 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

選挙運動従事者及び労務者に支給できる実費弁償の最高額及び報酬の最高額

- 1 選挙運動に従事する者 1 人に対して支給できる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃
鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (2) 船賃
水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (3) 車賃
陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - (4) 宿泊費（食事料 2 食分を含む。）
1 夜につき 12,000 円
 - (5) 弁当料
1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
 - (6) 茶菓料
1 日につき 500 円
- 2 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対して支給できる報酬の額
 - (1) 基本日額
10,000 円
 - (2) 超過勤務手当
1 日につき基本日額の 5 割
- 3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対して支給できる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃、船賃及び車賃
第 1 号(1)、(2)及び(3)に掲げる額
 - (2) 宿泊料（食事料を除く。）
1 夜につき 10,000 円
- 4 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。） 1 人に対して支給できる報酬の額
 - (1) 選挙運動のために使用する事務員 1 人に対して支給できる報酬の額
1 日につき 10,000 円
 - (2) 専ら法第141条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1 人に対して支給できる報酬の額
1 日につき 15,000 円
 - (3) 専ら手話通訳のために使用する者 1 人に対して支給できる報酬の額
1 日につき 15,000 円
 - (4) 専ら要約筆記のために使用する者 1 人に対して支給できる報酬の額
1 日につき 15,000 円

附 則

- 1 この告示は、平成28年 5 月 20 日から施行する。
- 2 平成12年 6 月 13 日鹿児島県選挙管理委員会告示第12号は、廃止する。